

地域包括支援センター

介護が必要なときに

在宅介護に関するお問い合わせ

- どんなサービスがあるの？
- どんな介護方法があるの？

施設利用に関するお問い合わせ

- どんな施設があるの？
- どんな手続きが必要なの？

介護保険に関するお問い合わせ

- 申請手続きはどのように？
- サービス利用の方法は？

介護予防のために

いつまでも元気で暮らしたい

- 健康について相談したい
- 介護予防のための情報を知りたい
- 介護保険以外の福祉や保健サービスは？

認知症・うつ病を予防したい

- どうしたら予防できるの？
- 認知症予防のはなしはどこで聞けるの？
- 認知症が心配なので相談したい。

高齢者の権利擁護のために

安心して生活したい

- 高齢者の虐待を防いだり権利を守るための制度には何があるの？
- 悪徳商法や特殊詐欺にあわないためには？

地域包括支援センターは、高齢者の健康づくりや介護予防・介護支援の総合相談窓口です。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

■お問い合わせは 各地域包括支援センター まで

西部地区 地域包括支援センター	南部・東部地区 地域包括支援センター	北部1地区 地域包括支援センター	北部2地区 地域包括支援センター	浦戸地区 地域包括支援センター
赤坂、泉沢町、大日向町、後楽町、権現堂、栄町、白菊町、袖野田町、玉川、月見ヶ丘、西玉川町、母子沢町、向ヶ丘、清水沢一丁目、石堂	尾島町、舟入、牛生町、芦畔町、新富町、貞山通、中の島、港町、旭町、泉ヶ岡、香津町、佐浦町、桜ヶ丘、白萩町、錦町、野田、花立町、南錦町、南町、東玉川町、海岸通	一森山、今宮町、梅の宮、北浜、小松崎、新浜町一丁目、長沢町、字長沢、西町、本町、宮町、藤倉、みのが丘、松陽台	青葉ヶ丘、字石田、字伊保石、千賀の台、字庚塚、楓町、越の浦、字越ノ浦、清水沢二～四丁目、新浜町二～三丁目、杉の入、字杉の入裏	浦戸地区全域
清水沢一丁目12-2	東玉川町8-8	北浜四丁目6-52	庚塚304-6	浦戸野々島字河岸50
☎ 367-0414	☎ 290-7185	☎ 361-3822	☎ 362-1911	☎ 361-2931

介護保険・高齢者福祉についてのお問い合わせは

塩竈市 高齢福祉課 TEL 022-364-1204

〒985-0052 塩竈市本町1-1(壱番館庁舎1階) <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

●この冊子は環境に配慮した印刷を採用しています。 ●ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。 ●QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



介護保険

高齢者支援ガイドブック

保存版

2024(令和6)年度

2026(令和8)年度



もくじ

1 地域包括ケアシステム	2	7 利用者の負担	12
2 介護保険のしくみ	3	8 利用できるサービス	15
3 介護保険料	5	9 高齢者福祉サービス	25
4 要介護認定	8	10 介護サービス事業所一覧	30
5 ケアプランの作成	10	11 地域包括支援センター	32
6 介護予防・日常生活支援総合事業	11		

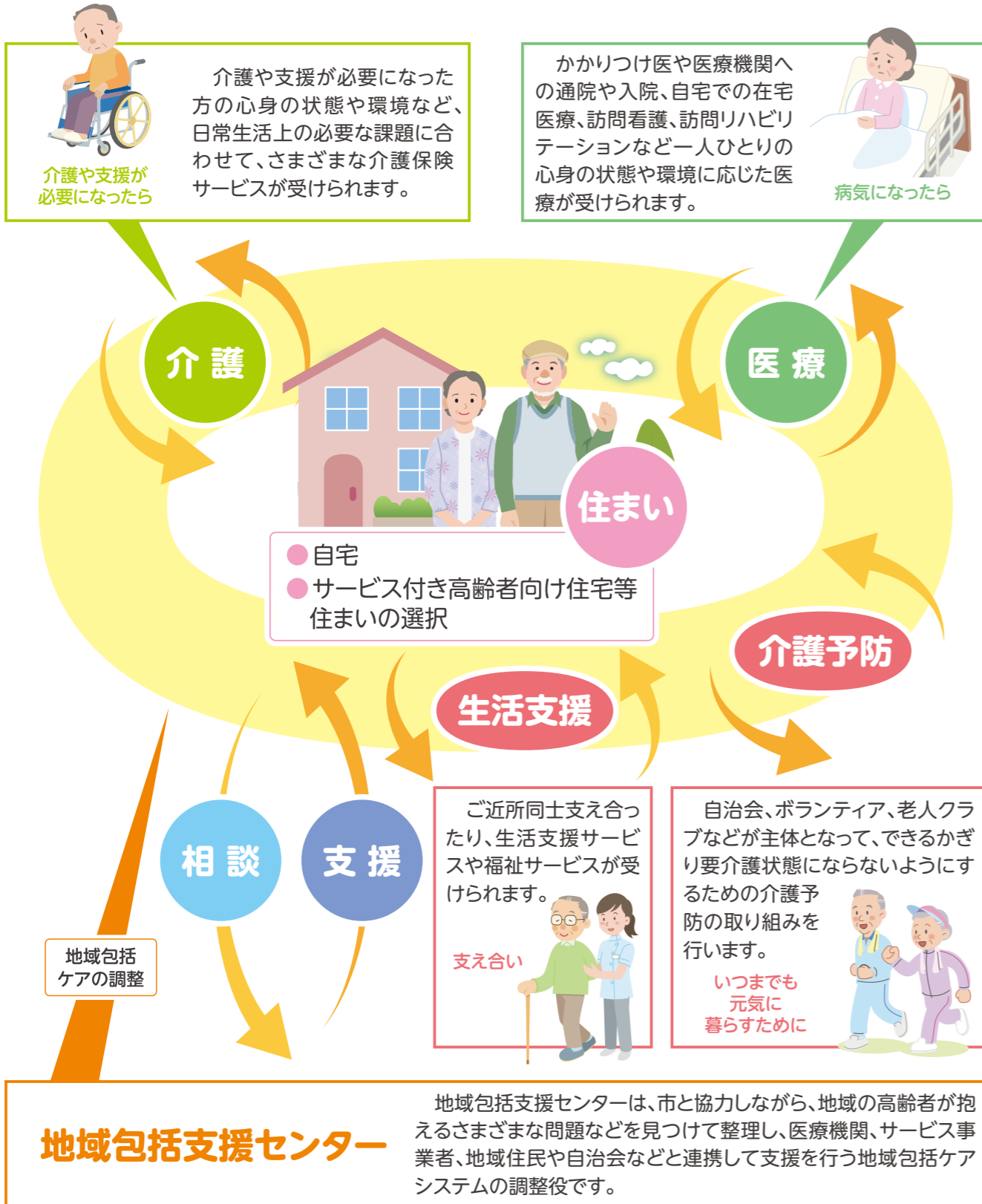
塩竈市

1. 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

高齢者人口の増加に伴い、医療や介護などが必要な方、ひとり暮らしや認知症の方が増加すると予想されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療、介護、住まい、介護予防・生活支援の各分野が、お互いに連携を取り、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

■ 地域包括ケアシステム



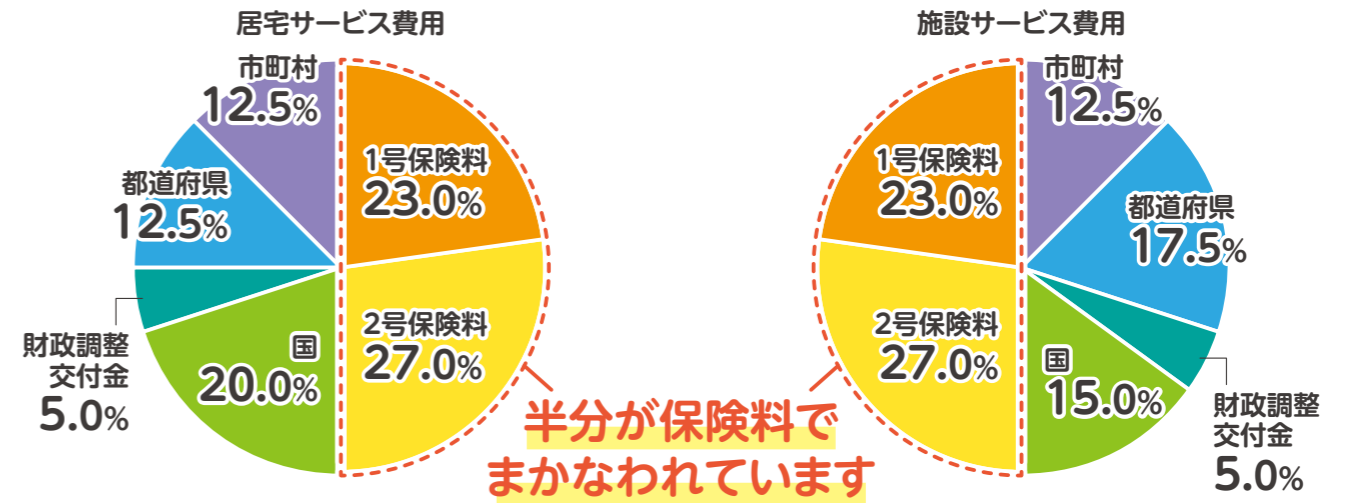
2. 介護保険のしくみ

介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れず納めましょう。



■ 介護保険の財源(利用者負担分は除く)

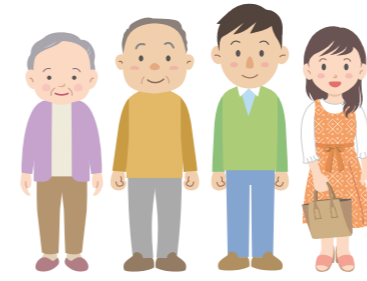


制度が変わります! 介護保険に必要な費用額は、令和6年度の介護報酬改定【1.59%増加】を踏まえて設定しています。

介護給付費の見込みと介護保険料

介護保険制度では、介護保険の給付に係る財源の半分を公費が負担し、残り半分を、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が負担することとなっています。

2024(令和6)年度から2026(令和8)年度まで(第9期介護保険事業計画)の65歳以上の方の保険料は、高齢者人数やサービス利用の見込みなどから算定し、月額基準額6,010円となりました。

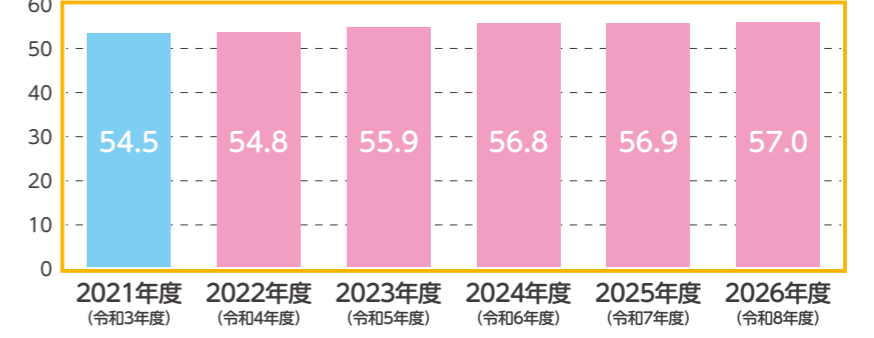


● 2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの介護保険事業費の見込

	2024年度(令和6年)	2025年度(令和7年)	2026年度(令和8年)	合計
介護サービス給付費	4,888,532	4,900,567	4,907,993	14,697,092
介護予防サービス給付費	168,537	168,810	168,810	506,157
高額介護サービス費等	297,177	297,738	300,649	895,564
地域支援事業費	323,499	323,557	323,668	970,724
合計	5,677,745	5,690,672	5,701,120	17,069,537

※四捨五入計算による数値となります。

● 介護保険事業費の推移と今後の見込



※2023(令和5)年度以降は見込み

2. 介護保険のしくみ

介護保険は支え合いで成り立っています

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。塩竈市が運営しています。



40歳以上の方(被保険者)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担分を支払います。

65歳以上の方(第1号被保険者)

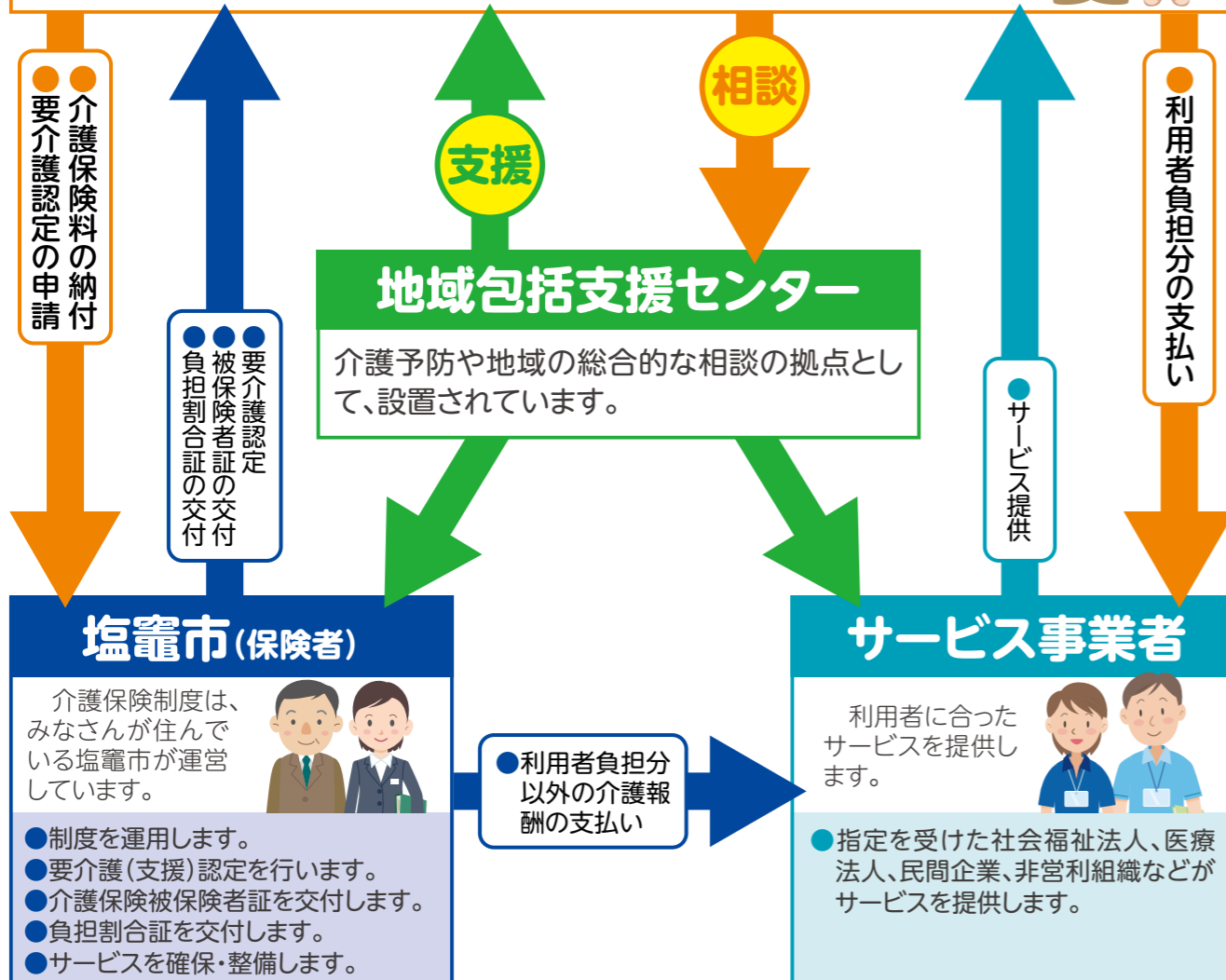
● 65歳以上の方で、交通事故など第三者による不法行為を原因として介護保険サービスを利用する場合は、塩竈市へ届出が必要です。示談前に市の担当窓口へ連絡してください。

介護や支援が必要になったときに、塩竈市の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

40~64歳の方(第2号被保険者)

特定疾病*で介護や支援が必要になったときに、塩竈市の認定を受けてサービスが利用できます。

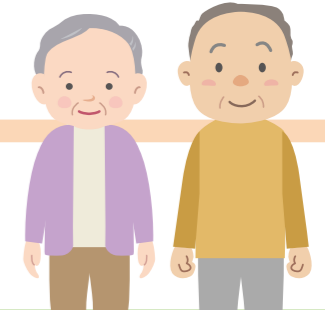
- ※特定疾病
- 加齢と関係がある疾病。要介護状態になる可能性が高い疾病で、16疾病が指定されています。
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症 ● 多系統萎縮症 ● 初老期における認知症
 - 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 閉塞性動脈硬化症
 - 関節リウマチ ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



3. 介護保険料

介護保険料の納め方について

介護保険料は、介護保険制度を安定的に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳以上の方の保険料は所得などに応じて段階的に決められます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が18万円以上(年額)の方

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます(特別徴収)。

※年金が年額18万円以上でも、年度途中で65歳になったときや、他の市区町村から転入したときなどは、一時的に納付書で納める場合があります。

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が18万円未満(年額)の方

塩竈市から送付される納付書や口座振替で、期日までに保険料を納めます(普通徴収)。

※市役所窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ納付ができます。

保険料を滞納していると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常かかった費用の1割~3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時的に差し止められます。滞納している保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

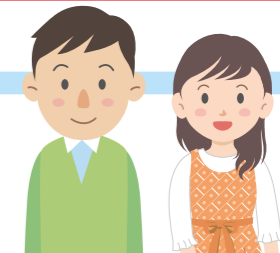
介護保険のサービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

◎やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに塩竈市の担当窓口にご相談ください。

40~64歳の方(第2号被保険者)

40~64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入している方
決まり方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険者ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から差し引かれます。 ※40~64歳の被保険者は、保険料を個別に納める必要はありません。

塩竈市の介護保険料は下記の通りです

介護保険料の基準月額 **6,010円** です。
 [2024(令和6)年度から2026(令和8)年度]

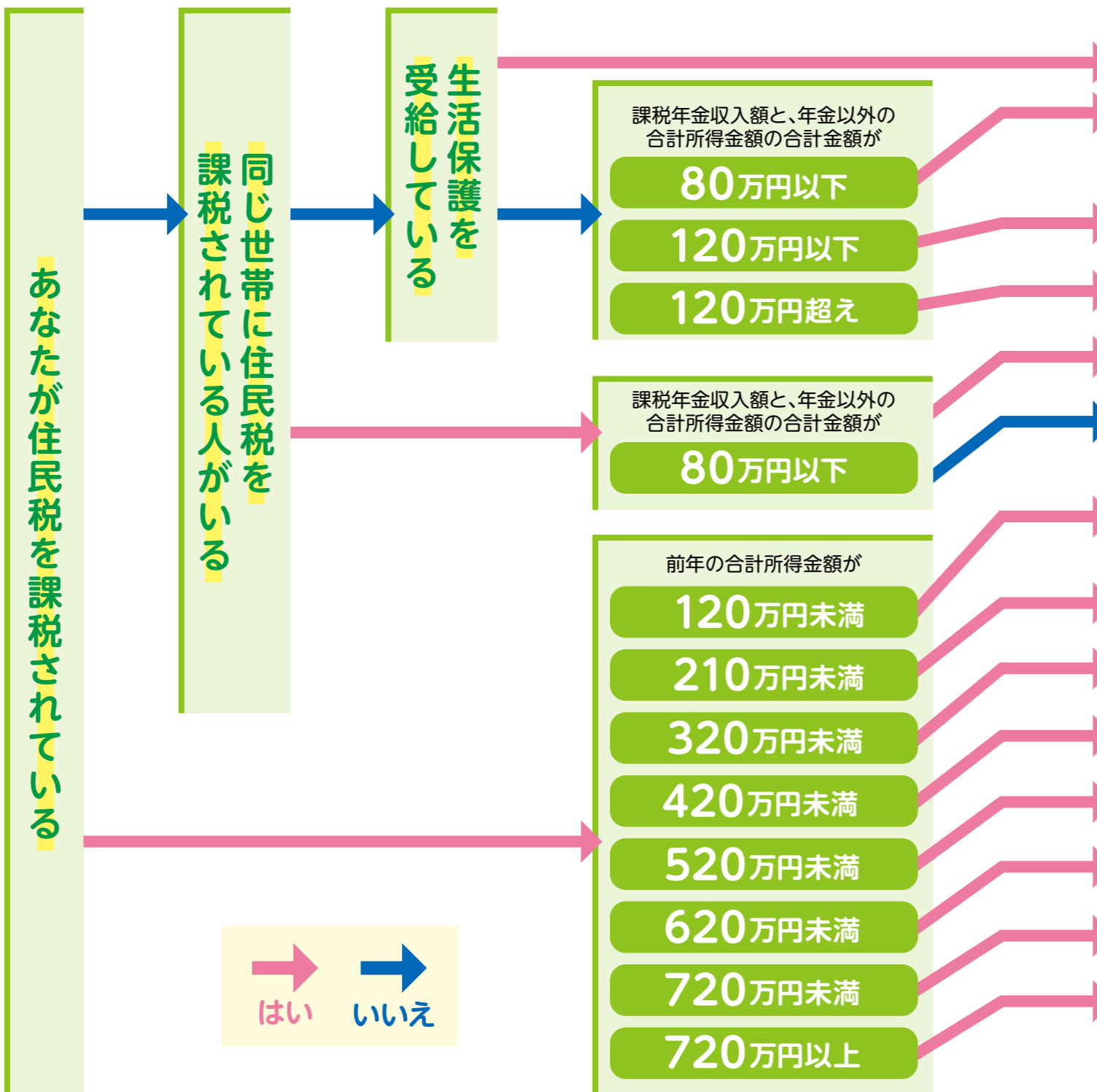


- ◆3年間の介護給付費を見込み、介護保険料を算定しました。
- ◆本市の介護保険料の所得段階は、国が示す標準段階に基づき、所得ごとに13段階に設定しています。



65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

あなたの保険料段階は？



決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、みなさんの所得や住民税課税状況に応じて設定されます。

区分	所得の状況と対象者		調整率	保険料	
	住民税課税状況	前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計金額		年額	月額目安
第1段階	生活保護を受給している方		0.285	20,554円	1,713円
	本人住民税非課税	80万円以下の方			
		80万円超120万円以下の方			
第2段階	80万円超120万円以下の方	0.485	34,978円	2,915円	
第3段階	120万円超の方	0.685	49,402円	4,117円	
第4段階	本人住民税課税	80万円以下の方	0.90	64,908円	5,409円
第5段階(標準額)		80万円超の方			
第6段階	本人住民税課税	前年の合計所得金額	1.20	86,544円	7,212円
第7段階		120万円未満の方			
第8段階		120万円以上210万円未満の方	1.30	93,756円	7,813円
第9段階		210万円以上320万円未満の方	1.50	108,180円	9,015円
第10段階		320万円以上420万円未満の方	1.70	122,604円	10,217円
第11段階		420万円以上520万円未満の方	1.90	137,028円	11,419円
第12段階		520万円以上620万円未満の方	2.10	151,452円	12,621円
第13段階		620万円以上720万円未満の方	2.30	165,876円	13,823円
		720万円以上の方	2.40	173,088円	14,424円

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費を控除した額)から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。
 ※各所得段階の月額保険料は目安の保険料です。年額保険料を12月で割り算定しました(1円未満の端数は切り上げ)。
 ※第1段階~第3段階は、公費による軽減強化後の数値です。

サービス利用の流れ～相談から利用まで～

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用するには、まずは、塩竈市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する方は、塩竈市の窓口にて認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものが 必要です

- 要介護・要支援認定申請書 (氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です)
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (第2号被保険者の場合)

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは塩竈市の窓口にお問い合わせください。

2 認定調査が行われます

認定調査

塩竈市の調査員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。

3 審査・判定が行われます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果 (一次判定の結果) 公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 特記事項 調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書 主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

保健、医療・福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。

認定調査を受けるときは…

- 体調のよいとき(通常時)に調査を受ける
いつもと違う体調のときは、正しい調査ができないことがあります。
- 困っていることはメモしておく
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくとう安心です。
- 家族などに同席してもらう
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。
- 日常使っている補装具があれば伝える
つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

基本チェックリストを受ける

質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

P.11へ

4 審査結果に基づいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。要介護認定は、単に病気の重症度に関わらず、介護の手間がどのくらいかかっているかという考えのもとに決められます。

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者)

自立した生活を送れる
※自立した生活を送れる方は一般介護予防事業のみ利用できます。

要介護1～5

要支援1・2

介護サービス

- 在宅サービス**
 - 訪問介護 ■訪問看護
 - 通所介護 ■短期入所 など P.15へ
- 地域密着型サービス**
 - 認知症対応型共同生活介護
 - 地域密着型通所介護 P.23へ
- 施設サービス**
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院 P.21へ

介護予防サービス

- 介護予防サービス**
 - 訪問型サービス
 - 介護予防訪問看護
 - 介護予防通所リハビリテーション
 - 介護予防訪問入浴介護 など P.15へ
- 地域密着型介護予防サービス**
 - 介護予防認知症対応型通所介護 など P.23へ
- 介護予防・生活支援サービス事業**
 - 訪問型サービス ■通所型サービス
 - その他の生活支援サービス P.15へ
- 一般介護予防事業** (すべての高齢者が利用できます)
 - 介護予防普及啓発事業
 - 地域介護予防活動支援事業
 - 地域リハビリテーション活動支援事業 など

5. ケアプランの作成

一人ひとりに合ったケアプランを作成します

居宅介護支援事業者とは

市町村などの指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。
●利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
●施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。
●サービス事業者との連絡や調整をします。

要介護認定の通知 要介護1~5

在宅でサービスを利用したい

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者を選び、契約したらケアマネジャーが市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。その後、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者と面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約

介護保険サービスを提供する事業者と契約します。

介護保険の在宅サービスを利用

ケアプランに基づいたサービスを利用します。

P.15へ

施設に入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に、利用者が直接申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーが、ケアプランを作成します。

介護保険の施設サービスを利用

ケアプランに基づいたサービスを利用します。

P.21へ

要支援認定の通知 要支援1・2

住んでいる地区の地域包括支援センターへ連絡

介護予防サービスを利用

※一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

P.16へ

介護予防・日常生活支援総合事業を利用

※内容が重複しなければ介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて利用することもできます。

P.11へ

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」を活用して、介護予防に取り組みましょう

介護予防・日常生活支援総合事業は、市が行う介護予防の取り組みです。家事などの生活を支えるサービスや、住民同士のつながりを中心とした介護予防活動などを通して、地域全体で高齢者の生活を支え、高齢者自らが能力を発揮してその人らしい暮らしを作っていく仕組みです。



サービスを利用するためには…

65歳以上の方

サービスの利用や活動の参加について、担当地区の地域包括支援センターまたは高齢福祉課へご相談ください。

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- 「基本チェックリスト※1」で、生活機能等の低下が認められた方

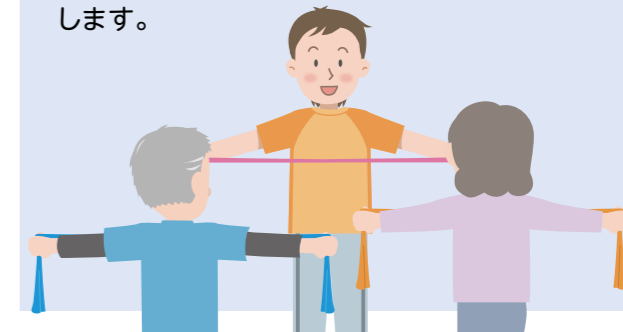
介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて、日常生活の自立を目的とし、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
ホームヘルパーが自宅で行う生活援助※2、専門職による相談指導など
- 通所型サービス
通いの場で提供される生活機能の維持・向上のための支援や、専門職が教室形式で行う、生活機能の維持・向上のための支援など

一般介護予防事業

高齢者の方々が日常的に介護予防に取り組めるよう、地域でのサロン活動や通いの場づくりなどの活動支援や、情報提供などを行います。役割と生きがいの持てる場づくりを応援します。



40~64歳の方の場合は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業を利用をしている方であっても、要介護認定の申請をすることができます。

- ※1 基本チェックリストとは、高齢者の生活機能(日常動作や家事、家庭や社会での役割をこなすための心身の機能)の現在の状態を確認するチェック票をいいます。
- ※2 自分で行うことが難しい生活支援に限られます。



7. 利用者の負担

一人ひとりの負担割合は違います

利用者はケアプランに基づいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。



利用者負担の割合は1割～3割

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割～3割です。

利用者負担の割合(2割、3割負担は①②を両方満たす場合)

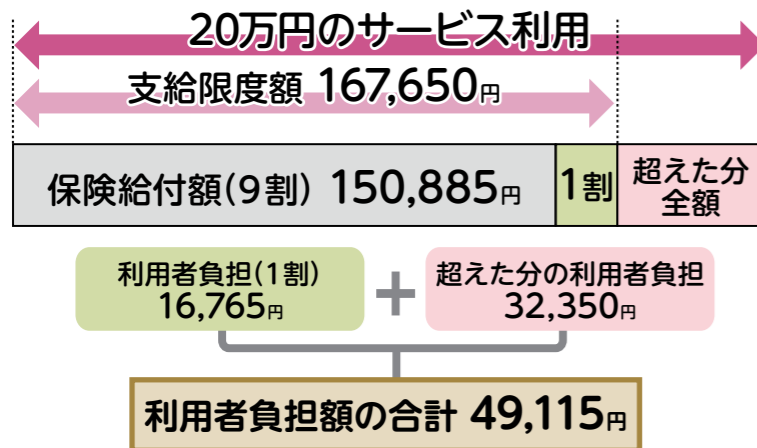
3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	①本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額※」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の方

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となります。

支給限度額

主な在宅サービスでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担割合分の負担ですが、限度額を超えた場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

例 要介護1の方が、20万円のサービスを利用した場合
(1割負担の場合)



●主な在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP.12参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となります。

●「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●年収約1,160万円以上の方	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円
●上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額*および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●高齢福祉年金の受給者の方	15,000円(個人)
●生活保護の受給者の方	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方の場合	15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の世帯負担上限額(8月～翌年7月の算定分)

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70歳以上の方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円
		低所得者I*	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、低所得者IIの限度額で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。●支給対象となる方は申請が必要です。

7. 利用者の負担

居住費(滞在費)と食費の利用者負担額について

施設サービス・短期入所サービスの居住費(滞在費)と食費は、利用する方の負担となります。負担する額は施設によって異なり、施設と利用者間で契約により決められます。

所得が低い方については施設利用が困難になってしまうので、負担を軽くするため、負担限度額認定制度があります(毎年更新申請が必要です)。

基準費用額の項目	令和7年7月まで	基準費用額の項目	令和7年8月から
食費	1,445円	食費	1,445円
ユニット型個室	2,066円	ユニット型個室	2,066円
ユニット型個室的多床室	1,728円	ユニット型個室的多床室	1,728円
従来型個室(特養)	1,231円	従来型個室(特養)	1,231円
従来型個室(老健・介護医療院)	1,728円	従来型個室(老健・介護医療院)	1,728円
多床室(特養)	915円	多床室(特養)	915円
多床室(老健・介護医療院)	437円	多床室(老健・医療院) <small>室料を徴収する場合</small>	697円
		多床室(老健・医療院等) <small>室料を徴収しない場合</small>	437円

負担限度額(1日あたり)

	生活保護の受給者の方	本人及び世帯全員が住民税非課税		
		年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の方	年金収入金額+合計所得金額が80万円超~120万円以下の方	年金収入金額+合計所得金額が120万円超の方
預貯金額(夫婦の場合)	1,000万円以下(2,000万円以下)	650万円以下(1,650万円以下)	550万円以下(1,550万円以下)	500万円以下(1,500万円以下)
利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	300円	390円	650円	1,360円
ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円
ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円
従来型個室(特養)	380円	480円	880円	880円
従来型個室(老健・介護医療院)	550円	550円	1,370円	1,370円
多床室(特養)	0円	430円	430円	430円
多床室(老健・介護医療院)	0円	430円	430円	430円

※給付を受けるには、市町村への申請が必要です。

社会福祉法人等による生活困難者の利用者負担軽減について

社会福祉法人が行う介護サービスで、特に生計が困難な利用者に対して、利用者負担額(食費及び居住費(滞在費)を含む)の4分の1が軽減されます。軽減を受けるためには、社会福祉法人が運営するサービス事業者に提示するための(確認証)の交付を受ける必要があります。詳しくは、高齢福祉課やそれぞれのサービス事業者などにお問い合わせください。

8. 利用できるサービス

サービスの種類について

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要なときに必要なサービスを利用することができます。

- 利用者の負担は、原則としてサービス費用の1割~3割です。「サービス費用のめやす」には1割負担の方の自己負担分を記載しています。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。
※利用者負担の割合については、P.12を参照してください。



在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象となりません。



要介護1~5の方 訪問介護

内容	利用時間など	サービス費用のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	387円
生活援助が中心	45分以上の場合	220円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	97円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1か月につき
週1回程度利用した場合
1,176円

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

8. 利用できるサービス

サービスの種類について

介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

■ 訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。



要支援1・2の方 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の方 訪問入浴介護

1回につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1・2	856円
	要介護1～5	1,266円

居宅での生活を続けるためのリハビリテーション

■ 訪問リハビリテーション

主治医が必要であると認めた場合、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。



要支援1・2の方 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の方 訪問リハビリテーション

1回につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1・2	298円
	要介護1～5	308円

看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

■ 訪問看護

主治医が必要であると認めた場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。



要支援1・2の方 介護予防訪問看護

要介護1～5の方 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)		サービス費用のめやす (病院・診療所から訪問の場合)	
	20分未満の場合	介 314円 支 303円	介 266円 支 256円	
30分未満の場合	介 471円 支 451円	介 399円 支 382円		
30分以上1時間未満の場合	介 823円 支 794円	介 574円 支 553円		

※がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

■ 居宅療養管理指導

主治の医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の方 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の方 居宅療養管理指導

内 容	利用限度回数	サービス費用のめやす		
		①単一建物居住者1人に対して行う場合	②単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	①②以外の場合
医師が行う場合	1か月に2回	515円	487円	446円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	517円	487円	441円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	566円	417円	380円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	518円	379円	342円
管理栄養士が行う場合	1か月に2回	545円	487円	444円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	362円	326円	295円

■ 通所サービス

通所して利用するサービス

■ 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の方 通所介護

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

〈通常規模の事業所の場合〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
7～8時間 (送迎を含む)	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円

■ 通所型サービス(介護予防・生活支援サービス事業対象者)

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1か月につき 週1回程度利用した場合 (事業対象者・要支援1の方の場合)
1,798円

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスも利用できます。

8. 利用できるサービス

サービスの種類について



■ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションでは共通のサービスとともに、利用者の目標に応じた「運動機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的サービスを利用できます。

〈共通サービス〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

〈通常規模の事業所の場合〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
7~8時間 (送迎を含む)	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,215円
	要介護5	1,379円

要介護1~5の方

通所リハビリテーション

■ 入所サービス

短期間施設に入所して利用するサービス

■ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

〈介護老人福祉施設(併設型)を利用の場合〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	451円
	要支援2	561円
	要介護1	603円
	要介護2	672円
	要介護3	745円
	要介護4	815円
	要介護5	884円

要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の方

短期入所生活介護

■ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

〈介護老人保健施設(多床型)を利用の場合〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	613円
	要支援2	774円
	要介護1	830円
	要介護2	880円
	要介護3	944円
	要介護4	997円
	要介護5	1,052円

要支援1・2の方

介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の方

短期入所療養介護

有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	183円
	要支援2	313円
	要介護1	542円
	要介護2	609円
	要介護3	679円
	要介護4	744円
	要介護5	813円

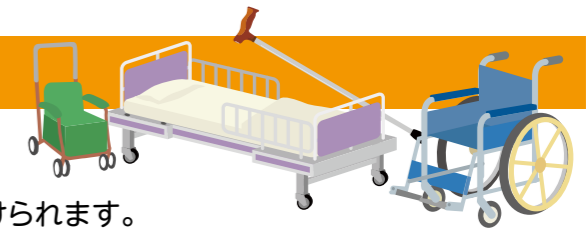
要支援1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の方

特定施設入居者生活介護

自宅の生活環境を整えるサービス



■ 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす(車いす付属品を含む)	×	○	○
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり(工事をとみなさないもの)	○	○	○
スロープ(工事をとみなさないもの)	○	○	○
歩行器	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
自動排せつ処理装置	△*	△*	○

- 利用できません
- △ 一部利用できません
※尿のみを吸引するものは利用できません
- × 原則として利用できません

サービス費用のめやす
レンタル費用(用具の機種や事業者などによって異なります)の利用者負担分を負担します。
※利用者負担は1~3割(P12を参照ください)

●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

令和6年4月から、福祉用具貸与対象用具のうち、次の品目はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。
●固定用スロープ ●歩行器(歩行車は除く) ●単点つえ(松葉づえは除く)、多点つえ

※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください

8. 利用できるサービス

サービスの種類について

福祉用具の購入費が支給されるサービス

■ 特定福祉用具購入 **事前の申請が必要です**

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の方 特定介護予防福祉用具購入 **要介護1～5の方** 特定福祉用具購入

対象となる福祉用具

※上限額は同一年度で10万円

- 腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排せつ処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具 ●排せつ予測支援機器

★福祉用具購入費の支給について 県の指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

- 支払方法
- ①償還払い: 利用者が一旦全額を支払い、利用者負担分を差し引いた金額を後日お返す方法。
 - ②受領委任払い: 利用者負担分のみ販売業者に支払う方法。

※利用者負担は1～3割(P.12を参照ください)。

環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

■ 住宅改修費支給 **事前の申請が必要です**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の方 介護予防住宅改修費支給 **要介護1～5の方** 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

※上限額は20万円

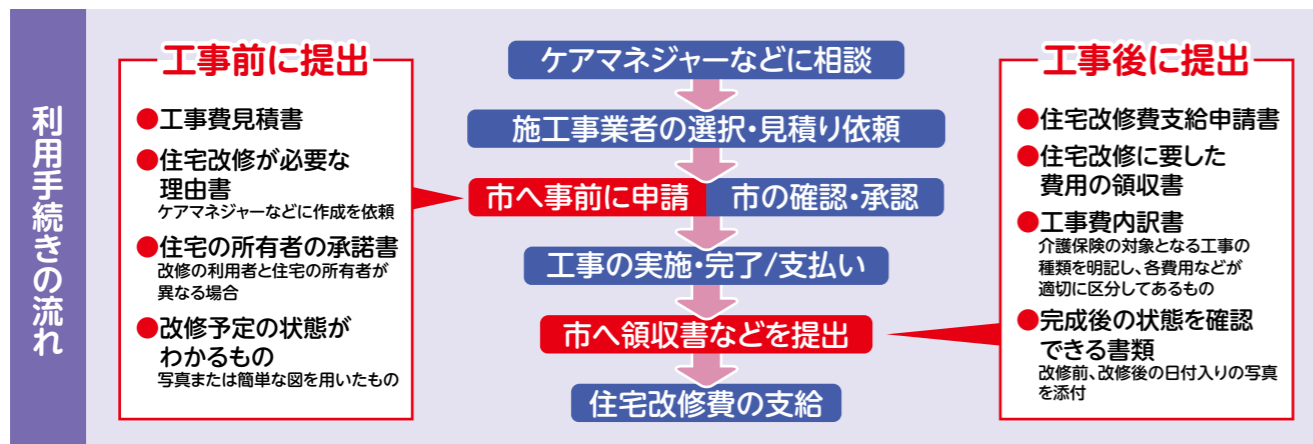
- 手すりの取り付け ●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

★住宅改修費の支給について 事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

- 支払方法
- ①償還払い: 利用者が一旦全額を支払い、利用者負担分を差し引いた金額を後日お返す方法。
 - ②受領委任払い: 利用者負担分のみ施工業者に支払う方法。

※利用者負担は1～3割(P.12を参照ください)。



施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の方は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP14をご覧ください。

生活全般の介護が必要な方が利用する施設

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護3～5の方 介護老人福祉施設

〈サービス費用のめやす〉

1日につき	要介護度	従来型個室・多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
	要介護3	732円	815円
要介護4	802円	886円	
要介護5	871円	955円	

※要介護1・2の方でも、やむをえない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については特例的に入所できます。

在宅復帰を目指す方が利用する施設

■ 介護老人保健施設(老人保健施設)

状態が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の方 介護老人保健施設

〈サービス費用のめやす〉

1日につき	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
	要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円	
要介護3	828円	908円	913円	
要介護4	883円	961円	968円	
要介護5	932円	1,012円	1,018円	

サービスの種類について

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

■ 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

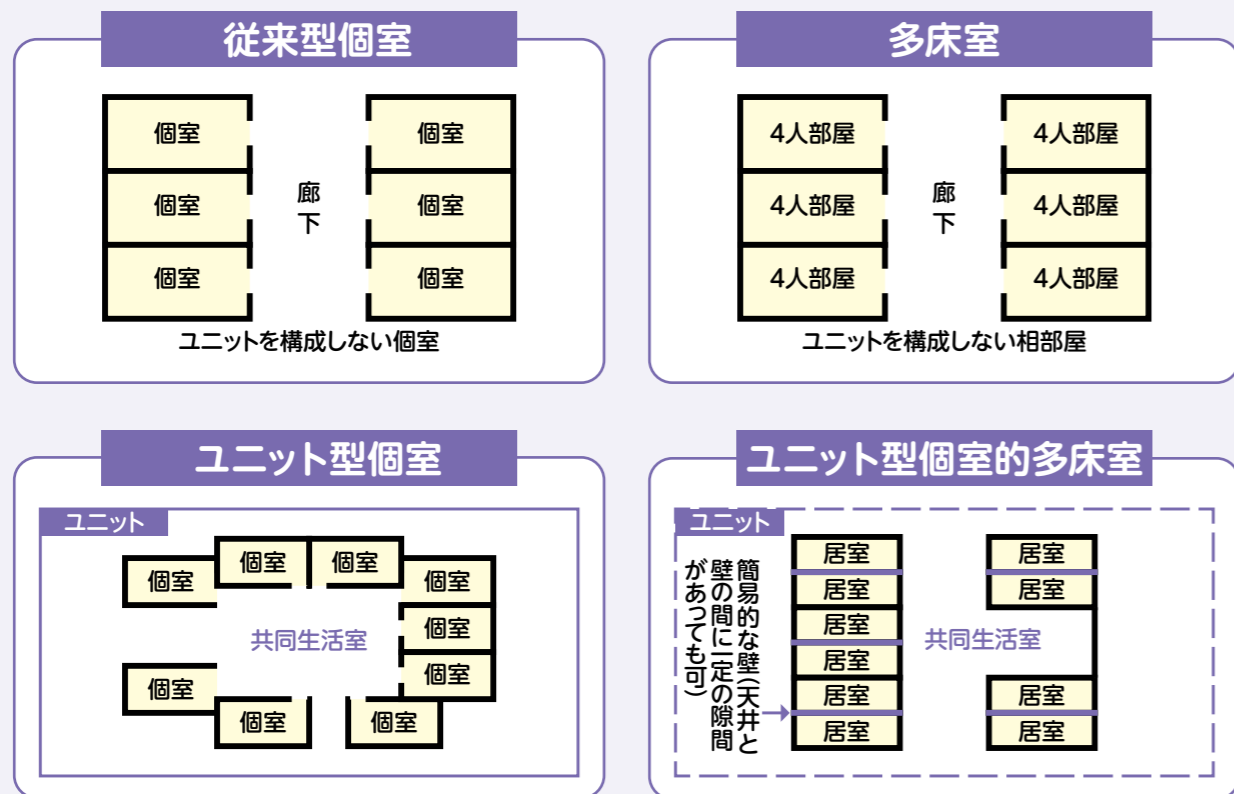


要介護1～5の方 介護医療院

〈サービス費用のめやす〉

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
1日につき	要介護1	721円	833円	850円
	要介護2	832円	943円	960円
	要介護3	1,070円	1,182円	1,199円
	要介護4	1,172円	1,283円	1,300円
	要介護5	1,263円	1,375円	1,392円

～介護施設の部屋のタイプ～



- 個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット：少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

■ 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

認知症の方が共同生活しながら利用できるサービス

■ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



認知症の方が共同生活をする住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

〈ユニット数2の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援2	749円
	要介護1	753円
	要介護2	788円
	要介護3	812円
	要介護4	828円
	要介護5	845円

要支援2の方

介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の方は利用できません。

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護

日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

■ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の方

地域密着型通所介護

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	753円
	要介護2	890円
	要介護3	1,032円
	要介護4	1,172円
	要介護5	1,312円

■ 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした通所介護。日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

〈単独型を利用する場合〉

利用時間	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要支援1	861円
	要支援2	961円
	要介護1	994円
	要介護2	1,102円
	要介護3	1,210円
	要介護4	1,319円
	要介護5	1,427円

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護

8. 利用できるサービス

サービスの種類について

通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

■ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の方 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の方 小規模多機能型居宅介護

〈同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

■ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療のサービスが必要な人が利用できます。

要介護1～5の方

看護小規模多機能型居宅介護

〈同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要介護1	12,447円
	要介護2	17,415円
	要介護3	24,481円
	要介護4	27,766円
	要介護5	31,408円

小規模な介護老人福祉施設

■ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、〈ユニット型個室の場合〉日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護3～5の方

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

※入所は原則として要介護3～5の方が対象です。

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要介護3	828円
	要介護4	901円
	要介護5	972円

24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携をとって、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型(訪問介護・訪問看護を同じ事業所で一体的に提供)を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用のめやす (訪問看護を利用する場合)
1か月につき	要介護1	5,446円	7,946円
	要介護2	9,720円	12,413円
	要介護3	16,140円	18,948円
	要介護4	20,417円	23,358円
	要介護5	24,692円	28,298円



9. 高齢者福祉サービス

1人暮らし高齢者等の見守り・生活支援

高齢者見守り事業パッケージ

高齢者が地域で安心して暮らすための見守りサービスをまとめています。パッケージとしてご案内し、高齢者の状態や生活環境に合わせて、必要なサービスの提供につなげます。

暮らしの安心

■ 高齢者あんしん見守り支援事業

対象者	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯
内容	ひとり暮らし高齢者等が、安否確認や緊急事態を家族や友人に知らせることができる機器を設置する際、設置費用の一部を市が助成します。

■ 高齢者等見守り・相談支援事業

対象者	高齢者のみの世帯の方
内容	高齢者世帯を訪問し、安否確認や生活相談、見守りサービスなど的高齢者福祉サービスのご案内を行います。

■ 救急医療情報キット配布事業

対象者	避難行動要支援者名簿登録者及び高齢者のみ世帯で希望する方
内容	救急搬送時に救急隊員等が医療情報をいち早く確認できる救急医療情報キット(かかりつけ医や服薬情報を記入し、保管する専用キット)を配布します。

■ ライフプランニング支援事業

対象者	概ね65歳以上の高齢者とその家族及び希望する方
内容	エンディングノートや終活支援冊子の配布、終活講座への講師派遣、終活相談ダイヤルの設置を行っています。
終活専用ダイヤル	☎0120-992-316

生活支援

■ 配食サービス事業

対象者	・65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で調理が困難で栄養改善が必要な方 ・75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で認知機能の低下等により見守りが必要な方、又は栄養改善が必要な方
内容	週2回以内の栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認をします。お弁当1食に対して、市が350円を助成。超えた額は自己負担。

■ 避難行動要支援者支援制度

対象者	災害時の避難に支援、助けが必要な方
内容	登録された情報を町内会や民生委員等へ提供し、日頃から地域の中での声かけや交流等を行い、災害発生時の速やかな支援につなげます。

認知症支援

■ はいかい高齢者SOSネットワーク事業

対象者	概ね65歳以上で認知症によるはいかひの心配がある方
内容	認知症によるはいかひ等で行方不明になった時、あらかじめ登録した台帳を基に協力機関に連絡し、早期発見につなげます。

■ 認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業

対象者	概ね65歳以上で認知症によるはいかひの心配がある方
内容	認知症によるはいかひ等で保護された時、衣類や持ち物に貼り付けた専用のQRコードシール*から早期に身元を判明させ、ご家族の精神的な支援、見守り体制の強化につなげます。*QRコードは※デンソーウェブの登録商標です。

お問い合わせ 高齢福祉課 ☎022-364-1204

高齢者・家族支援サービスのあらし

高齢者の生きがいづくり・社会参加を支援します

■ 外出支援 (いきいきシルバー号運行)

対象者	健康づくりや研修、市民の福祉活動を推進する目的で活動している高齢者団体等
内容	活動に利用できる運転手付マイクロバスを貸出します(事前申込が必要です)。
利用料	燃料費(実費)とレクリエーション保険代は自己負担
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 介護支援ボランティア活動

対象者	概ね65歳以上の高齢者
内容	ボランティア活動を行い、実績に応じてポイントを貯めると年度末に換金することができます。(30分あたり0.5ポイント、1日上限2ポイントまで。1ポイント100円)
お問い合わせ	塩釜市シルバー人材センター ☎022-367-5940

■ しおがま まぜっぺ・まざっぺシート

対象者	概ね65歳以上の高齢者
内容	通いの場・交流の場・社会参加の場をリスト化した「しおがま まぜっぺ・まざっぺシート」を作成し、社会参加・地域交流の促進を行います。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 老人クラブ

対象者	概ね65歳以上の高齢者
内容	老人クラブでは、健康増進・教育向上・交流のための多様な社会活動を行っています。
お問い合わせ	塩釜市老人クラブ連合会事務局 ☎022-364-1211

■ 老人憩の家

対象者	概ね65歳以上の高齢者
内容	高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション活動などにご利用いただけます。
利用料	光熱水費等の維持管理費
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ まちづくりしおがま出前講座

対象者	市内に在住・在学・在勤される5名以上の市民やグループ
内容	「介護保険制度の仕組みと高齢者支援」「地域づくり～地域包括ケアシステムを知っていますか?～」「はじめましょう介護予防」「塩釜市オリジナル体操:しおがまトロつとエクササイズ」「認知症サポーター養成講座」「認知症予防」「ロコモティブ・シンドローム予防のための体操」「高齢者あんしん見守り支援事業について」「エンディングノート活用講座」などの講座を利用できます。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

高齢者の生活を支援します

■ シルバーハウジング住宅

対象者	60歳以上の単身者または、60歳以上の親族関係にある2人からなる世帯(配属者の場合は50歳以上)で市内居住1年以上の自立の方
内容	生活支援員がおり、入居者の生活支援サービスや緊急通報システムのある高齢者専用住宅です。
利用料	家賃、利用者負担金、共益費
お問い合わせ	(入居について)宮城県住宅供給公社入居管理課 ☎022-224-0014 (事業内容について)高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 生活管理指導短期宿泊

対象者	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、基本的な生活習慣が欠如している等により対人関係が成立しない方(介護保険の要介護認定を受けていない方)
内容	施設に短期間入所し、生活習慣の改善や健康管理等の支援をします。
利用料	宿泊費の1割と食事代ほか
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 個別避難計画

対象者	避難行動要支援者名簿登録者
内容	避難行動要支援者について、どうやって避難するかなどを具体的に決めておき、災害時の避難支援を実効性のあるものとし、要支援者本人が災害発生時に落ち着いて行動ができるよう個別避難計画を作成します。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

高齢者・家族支援サービスのあらし

認知症の方や家族を支援します

■ 認知症ケアパス

内 容	認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 認知症初期集中支援チーム

内 容	認知症が疑われる方のご自宅を訪問し、医療機関受診やサービス利用の調整、ご家族の介護負担軽減等の支援を行います。
お問い合わせ	各地域包括支援センター、高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 認知症カフェ

内 容	認知症についてよく知り、気軽にお茶飲みができる集いの場です。認知症の人やその家族、専門職、地域の方々等との交流が図れます。
お問い合わせ	各地域包括支援センター

■ 認知症家族とのふれあい広場～オレンジリングメイト～

内 容	介護中の家族や介護経験者がお互いに情報交換したり、交流を図っています。
お問い合わせ	各地域包括支援センター

■ 認知症サポーター養成講座

対 象 者	町内会、民生委員、老人クラブ、小中学校、企業、商店、事業所等
内 容	認知症について正しく理解し、地域でのさりげない見守りとやさしい声かけをして下さる応援者（認知症サポーター）を増やす取り組みです。
お問い合わせ	各地域包括支援センター、高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 成年後見制度利用支援

対 象 者	認知症のある高齢者の方、知的障害・精神障害のある方で、身寄りがない等の理由により、後見等の開始の申立てをする人がいない方
内 容	判断能力が不十分な認知症高齢者等を保護・支援するため、市長が特に必要と認めるときに、家庭裁判所に対して後見等の開始の申立てを行います。また、一定の基準により成年後見人等の報酬を助成します。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

家族介護を支援します

■ 紙おむつ支給

対 象 者	65歳以上で紙おむつを使用する要介護3以上の方を在宅で介護している方（住居を同一とする世帯）
内 容	紙おむつ引換券を交付します。 課税世帯の場合 / 月額 1,500 円分 非課税世帯の場合 / 月額 3,000 円分
利 用 料	引換券を超える分は自己負担
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 家族介護支援事業（レスパイト事業）

対 象 者	身体が虚弱等のため、日常生活を営むのに支援のある高齢者（概ね65歳以上）を介護する家族が、やむを得ない理由により介護ができなくなった場合（疾病・事故・冠婚葬祭等）
内 容	一時的な施設入所により家族に代わって原則7日以内で介護します。
利 用 料	宿泊費の1割と食事代ほか
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 家族介護教室

対 象 者	高齢者を介護する家族
内 容	在宅において適切な介護ができるように、介護方法や介護者の健康づくり等についての正しい知識、技術を習得するため介護教室の開催等を行います。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 家族介護慰労事業

対 象 者	概ね65歳以上で要介護4・5（相当）の方を、1年以上介護サービスを利用しないで、常に在宅で介護する方（同居に近い形の隣居者を含む）※市民税非課税世帯であること
内 容	介護の苦労をねぎらい、家族介護慰労金を支給します。
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

■ 移送サービス

対 象 者	65歳以上の在宅で生活し、要介護3以上で、寝たきりや車いす使用等で一般の公共交通機関を利用することが困難な方
内 容	市が通院や施設への送迎のためのリフト付きタクシー利用券（1か月3枚）を交付します。
利 用 料	利用券の金額を超えた額は自己負担
お問い合わせ	高齢福祉課 ☎022-364-1204

10. 介護サービス事業所一覧

塩竈市内の介護サービス事業所一覧

〈居宅介護支援〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	アーク・ケア清楽苑	清水沢1-12-2	365-5630
2	アースサポート塩釜	旭町18-13	362-9611
3	(有)泉沢介護支援サービス	泉沢町17-15	366-1123
4	やまと塩竈居宅介護支援事業所	字伊保石21-1	367-6050
5	居宅介護支援事業所e・ケア	牛生町19-3	762-8487
6	居宅介護支援事業所護療舎	清水沢4-37-20	367-3256
7	居宅介護支援センターひかり	字伊保石6-8	385-5010
8	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション 居宅介護支援事業所	清水沢4-39-1	354-0038
9	ケアプランセンター東雲	新浜町2-2-43	361-8777
10	塩釜医師会訪問看護ステーション	錦町7-10	361-5010
11	塩竈市社協指定居宅介護支援事業所	北浜4-6-52	361-5051
12	塩竈市立病院	香津町7-1	364-5521
13	指定居宅介護支援事業所グリーンヒルズ	西玉川町1-28	362-5050
14	(株)ソーシャルライフプラス	石堂3-15	362-2823
15	SOMPOケア仙塩居宅介護支援	錦町5-17	361-5150
16	ながい居宅介護支援事業所	本町10-8	362-3814
17	にじいろ居宅介護支援事業所	玉川3-8-6	355-5530
18	野田サポートハウス	玉川3-8-11	361-5315
19	萩の里介護支援センター	月見ヶ丘6-10	361-7717
20	(公財)宮城厚生協会ケアステーションしおがぜ	字庚塚1-3	361-3043
21	悠泉居宅介護支援事業所	新浜町2-1-3	361-5377

〈訪問介護(ホームヘルプサービス)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	アースサポート塩釜	旭町18-13	362-9611
2	愛さんさん訪問介護塩釜	本町12-5	366-8813
3	アクトケアサービス	錦町14-8	362-5678
4	あおば在宅センター	野田9-6-102	361-5908
5	(有)泉沢介護支援サービス	泉沢町17-15	366-1123
6	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション +訪問介護事業所	清水沢4-39-1	354-0038
7	護療舎ヘルパーステーション	清水沢4-37-20	367-3256
8	シエンズホームケア事務所しおがま	伊保石2-441-D201	290-7401
9	塩釜市(社協)ホームヘルプステーション	北浜4-3-12	364-3535
10	(公社)塩釜市シルバー人材センター	尾島町18-17	367-5940
11	セントケア塩釜	野田19-3	361-7350
12	(株)ソーシャルライフプラス	石堂3-15	362-2823
13	にじいろ居宅介護	玉川3-8-6	355-5530
14	ニチケアセンター栄	栄町8-4	361-3701
15	野田サポートハウス	玉川3-8-11	361-5315
16	フルール介護ステーション	桜ヶ丘6-2	762-8107
17	ヘルパーステーション月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	361-8322
18	ヘルパーステーション東雲	新浜町2-2-43	361-8777
19	まごころ塩釜	袖野田町39-2	362-2030
20	(公財)宮城厚生協会ケアステーションしおがぜ介護	字庚塚1-3	366-5511
21	悠泉訪問介護事業所	新浜町2-1-3	361-5377

〈訪問入浴介護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	アースサポート塩釜	旭町18-13	362-9611
2	アサヒサンクリーン在宅介護センター塩釜	錦町7-3	361-6850

〈訪問リハビリテーション〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1-28	362-5050
2	塩竈市立病院	香津町7-1	364-5521
3	(公財)宮城厚生協会塩釜総合病院	錦町16-5	367-9023

〈訪問看護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション 訪問看護事業所	清水沢4-39-1	354-0038
2	護療舎訪問看護ステーション	清水沢4-37-20	367-3256
3	塩釜医師会訪問看護ステーション	錦町7-10	364-3455
4	塩竈市立病院	香津町7-1	364-5521
5	ひばり訪問看護ステーション	伊保石2-441	200-6376
6	(公財)宮城厚生協会ケアステーションしおがぜ	字庚塚1-3	366-5539
7	悠泉訪問看護事業所	新浜町2-1-3	361-5377

〈通所介護(デイサービス)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	アースサポート塩釜	旭町18-13	363-9711
2	アースサポート東塩釜	藤倉2-19-30	363-0811
3	機能訓練特化型デイサービスみっちゃん	字伊保石21-1	367-6050
4	護療舎デイサービスセンター	清水沢4-37-20	367-3256
5	サテライトケアセンター仙塩通所介護事業所	西玉川町10-1	346-8202
6	塩釜市北浜デイサービスセンター	北浜4-3-12	361-5050
7	塩釜市清水沢デイサービスセンター	清水沢1-12-2	364-4400
8	しおりデイサービスセンター	字伊保石30-2	361-1116
9	SOMPOケア仙塩デイサービス	錦町5-17	389-9666
10	セントケア塩釜デイサービス	藤倉1-13-22	364-6531
11	デイサービス梅の宮マミーホーム	梅の宮16-29	362-2322
12	デイサービスセンター月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	361-8355
13	デイサービスひかり	字伊保石6-8	385-5010
14	ニチケアセンター栄	栄町8-4	361-3701
15	ニチケアセンターしおがま	藤倉3-17-27	361-8522
16	ミック健康の森塩釜	袖野田町3-6	253-7270
17	リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜	北浜1-3-1	354-0297

〈地域密着型通所介護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	デイサービスあゆみ苑	香津町12-17	366-5117
2	デイサービスセンター虹のつえ	玉川3-8-6	366-8494
3	デイサービスカノープス塩釜	藤倉2-2-9	707-7653
4	まごころ塩釜	袖野田町39-2	362-2030
5	悠の森デイサービス	伊保石377-4	253-6080
6	リハビリ型デイサービスサンエル	尾島町1-5	362-1678

〈通所リハビリテーション(デイケア)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1-28	362-5050
2	介護老人保健施設やまと塩竈	字伊保石20-1	363-3211
3	(公財)宮城厚生協会塩釜総合病院附属北部診療所	字庚塚1-3	366-7251

〈福祉用具貸与・特定福祉用具販売〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	(有)インテリア工房ながい	本町10-8	362-3814
2	スペースケアSUN福祉工房	北浜4-5-25	364-0151
3	福祉用具販売貸与事業所seeds塩釜営業所	玉川1-5-12	361-1304

〈短期入所生活介護(ショートステイ)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ウィズ月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	355-8166
2	特別養護老人ホームこころの樹	北浜4-6-13	353-5919
3	特別養護老人ホーム清楽苑	清水沢1-12-1	365-5100
4	老人短期入所施設しおり	字伊保石30-2	361-1116

〈短期入所療養介護(ショートステイ)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1-28	362-5050
2	介護老人保健施設やまと塩竈	字伊保石20-1	363-3211

〈特定施設入居者生活介護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ケアハウス月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	361-8333

〈介護老人福祉施設(特養)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム清楽苑	清水沢1-12-1	365-5100

〈介護老人保健施設(老健)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1-28	362-5050
2	介護老人保健施設やまと塩竈	字伊保石20-1	363-3211

〈軽費老人ホーム(ケアハウス)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ケアハウス月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	361-8333

〈有料老人ホーム〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	介護と住まい生活支援センター塩釜	字伊保石378	290-7401
2	護療舎	清水沢4-37-20	367-3256
3	ムーンヒルズ	月見ヶ丘6-10	355-8177
4	住宅型有料老人ホームリツワしおがま	清水沢4-39-5	762-5165
5	悠泉の郷	新浜町2-1-3	361-5377

〈サービス付き高齢者向け住宅〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	サービス付き高齢者向け住宅東雲	新浜町2-2-43	361-8777
2	サービス付き高齢者向け住宅つばさ	字伊保石6-8	385-5010
3	サービス付き高齢者向け住宅リツワしおがま	清水沢4-39-1	354-0038
4	マミーホーム高齢者住宅	梅の宮16-33	353-3553
5	ライフサポートあゆみ苑	香津町12-17	366-5117

〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	清水沢4-39-1	354-0038

〈認知症対応型共同生活介護(グループホーム)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	グループホーム梅の宮マミー	梅の宮16-11	355-9766
2	グループホームオリーブ	松陽台3-25-20	365-5281
3	グループホーム小松崎あさひ園	小松崎4-45	367-7509
4	グループホーム清水沢あさひ園	清水沢3-11-31	361-4711
5	グループホーム杉の入あさひ園	杉の入4-4-16	794-7195
6	グループホームやすらぎの里	字伊保石30-1	363-3226

〈認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	となりの家	北浜4-6-28	352-3301

〈小規模多機能型居宅介護〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	松ぼっくり	松陽台3-20-1	361-8922

〈介護老人福祉施設(地域密着型特養)〉

NO	事業所名称	所在地	電話番号
1	ウィズ月見ヶ丘	月見ヶ丘6-10	355-8166
2	特別養護老人ホームこころの樹	北浜4-6-13	353-5919

(2024(令和6)年4月1日現在)